

審査基準

令和7年3月24日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第56条第2項
処 分 の 概 要	荷台乗車の許可
原権者（委任先）	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め	道路交通法第58条（制限外許可証の交付等） 道路交通法施行令第24条（制限外許可の条件） 道路交通法施行規則第8条（制限外許可証の様式等）
審 査 基 準	許可の申請を受理した警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）は、当該申請に係る許可対象行為が荷台に乗車させる人員を限定することにより、1、2両方の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。 1 車両の構造に関する基準 当該荷台乗車を許可する場合において、当該車両が(1)から(3)までの条件全てを満たさなければならない。 (1) 当該許可申請に基づく荷台乗車をして当該車両を運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。 (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。 (3) 当該荷台乗車許可によって荷台に乗車した者の安全が確保できること。 2 道路又は交通の状況に関する基準 出発地から目的地までの道路に急カーブがある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、荷台に乗車した者が振り落とされるおそれがあるなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間	1日
申 請 先	申請書は、出発地を管轄する警察署又は高速道路交通警察隊の担当窓口へ提出してください。
問い合わせ先	申請書を提出した警察署、高速道路交通警察隊の担当窓口又は警察本部交通部交通企画課
備 考	